

三・一独立運動における『独立宣言書』の展開とその意義
——平壤における一事例より——

佐藤 正夫

序論

(1) 『独立宣言書』署名者の問題

一九一九年三月一日、土曜日の朝に始まった三・一独立運動(以下「三・一運動」と略す)は、短期的には約三ヶ月間にわたり全国各地で示威行動が展開され、この時同時に『独立宣言書』(以下『宣言書』と略す)が撒布された。三・一運動は、三月一日正午をもって明月館支店泰和館(京城)において『宣言書』の発表がなされたが、当日バゴダ公園(京城)には午前中から多くの学生、市民が集まっていた。途中、学生から公園での『宣言書』発表の要請があったが、署名者達はそれを断っている。この時のことを、申洪植は、「公園¹⁾としては多衆民が乱暴する虞があるから止めたのである」と証言している。その後、彼らは自

ら警務総監部に電話をして逮捕される。朴殷植は『朝鮮独立運動の血史』(以下『血史』と略す)で、その時のことを次のように記している。

この日、我が民族代表三十余人は、太和館に集まり、いっせいに祝盃を上げ、電話でみずから警務総監部に通知し、『わが独立団の代表一同はここにいる』と言った。(中略)自動車に代表諸氏をのせ疾駆して去った。独立団員が沿道にくまなく立ち、『独立万歳』を叫んだ。代表諸氏は、ひとしく宣言書を群衆に投げ与えた。

この『宣言書』撒布について、朴準承は、「自動車に乗りて居る者全部で三百枚宛持って居りましたが途中で車上より皆で撒布しました」と証言している。また、千葉了(京畿道第三部長)は、「三一事件後の朝鮮に赴任して(秘話体験談²⁾)」で、「憲兵を急派して全部自動車に(中略)と

ころが、この自動車の中から独立宣言書をみんなこの宣言書をばらまいた。これが事の発端です」と述べている。これらの証言は、『血史』の内容と一致し、『宣言書』撒布の事実があったことがわかる。

この時の署名者達の行動については、その後の行動も含めて、現在もおお、いわゆる「裏切り者」として厳しく評価されている。その中で署名者達は、学生及び市民への指導的役割を放棄したものとされている。この、学生達との関係及び事前の計画等については、『血史』や李炳憲の『三一運動秘史』(以下『秘史』と略す)等の運動当事者側の記述は勿論、朝鮮憲兵隊司令部の記録『朝鮮騒擾事件状況』(以下『騒擾事件状況』と略す)や、『朝鮮三・一獨立騒擾事件十概況・思想及運動』(以下『概況・思想及運動』と略す)でも、それは当然のこととして記されている。ところが、逮捕後彼らは、学生との関係及び、事前の計画性を否定している。

権東鎮は警察で、「決して学生達と共にする様な事は好みませんので場所を変更して明月館支店に集合したのであります」と、また、吉善宙は検事訊問で、「二七日になつて、一日に京城に来るようにとの連絡を受けるまで何も知らなかった」と答えている。

これらの証言とあわせて彼等の行動を見ると、それは、官憲の逮捕による犠牲者を最小限に抑えようとした当初からの計画があったものといえる。むしろ、最初は穏やかに

始まった三・一運動が、日数がたつにつれ官憲からの激しい弾圧を受けていくという経緯を見ると、この署名者達の行動は今後さらに検証していかなければならない課題でもある。

それと同時に、『宣言書』がこの運動の中で果たした役割についても、さらに具体的に検証していく必要がある。このことは、署名者達の問題を、新たな視点から検証していくことにもなり、また、一つの問題提起にもなるものと考えている。

(2) 先行研究と『宣言書』

先行研究において、『宣言書』署名者達の評価は二つに分かれる。また、これまでの三・一運動研究の多くが、日本の国家政策と植民地支配との関係からの検証が主であった。そのためか、歴史的史料としての『宣言書』そのものの検証や、その具体的展開、及び、意義についての詳しい検証は殆ど見られない。

さて、今、筆者の手元に、この時撒布された『宣言書』二万一千枚の内の一枚がある(写真1)。これは、当時平壤の旧市街(朝鮮人街)で佐藤芳兵が入手し、その後一切口外せずに三五年間隠し持ち、一九五四年に他界した際の遺品整理で筐底から発見されたものである。この経緯等については、芳兵の二男佐藤俊男が著した『他国のふるさと・朝鮮に渡った子どもたち』(以下『他国のふるさと』と略す)

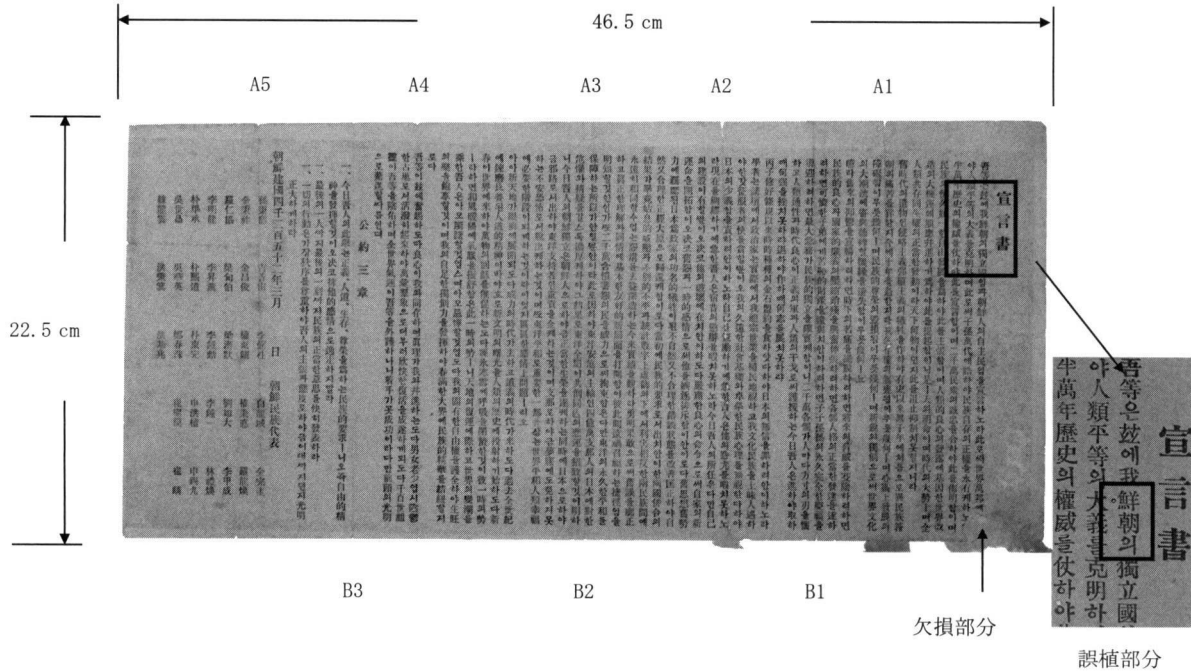


写真1 『独立宣言書』

の中に記されている。この著書で俊男は、平壤に生まれ、中学生まで住んでいた場所や生活、芳兵のこと、三月一日朝の様子などを具体的に記し、さらに、この中で『宣言書』の存在を明らかにした。そのため、この著書は、芳兵の『宣言書』入手の経緯を知る上で貴重な手がかりを与えるものとなっている。

そこで、本稿では、三・一運動における『宣言書』の具体的な展開と役割、及び平壤における芳兵の『宣言書』入手についての検証によって、『宣言書』の持つ意義の一端を明らかにしていきたいと考えている。

一 『宣言書』と三・一運動

(1) 『宣言書』の検証(写真1参照)

筆者所有の『宣言書』が原本であることは、その入手経緯からも、また、韓国天安市の独立記念館『展示品目録』掲載の『宣言書』との比較からも、それは明らかである。

『宣言書』は、縦約二二・五cm、横四六・五cmと不自然に横に長く、又縦幅も不均等であり、さらに印刷全体が右下に傾いている。また、第一行目で「朝鮮」となるべきところが、「鮮朝」と誤植印刷されている。

現在の状態については、右下に大きな欠損部分があり、文字が数文字失われている。また、縦に走る八本の折り線を確認できるが、そのうち、右から約八cm、十六cmのところにある二本の折り線は、折り目に沿って紙の損傷が激し

い。八本の折り線は、写真1に示すように、右からA1、A5の五本と、B1、B3の三本の、二組に分けることができる。そこで、まずBの折り線で折ると、単純に四つ折りの状態となり、Aの線で折ると六つ折りの状態になる。その時の横幅は約四cmの差がある。

これらのことからこの『宣言書』について、次のような疑問が出てくる。

一、なぜ一行目に「鮮朝」と誤植があるのか。
二、なぜ印刷が、右下がりになっているのか。

三、なぜ二種類の折り線があるのか。

四、誰が、なぜ、折り方をかえたのか。

これらの疑問点については、次章以降で、具体的に検証を進めていきたい。

(2) 『宣言書』の作成とその意義

『宣言書』は、天道教徒の崔麟の要請で、崔南善により二月二十七日までに草稿が完成した。また崔南善はその「回顧談」の中で、「日本人、小澤家の中学生の勉強部屋を借りて作成した」と述べている。当初はその草稿をもとに李鐘一の普成社(京城)で印刷する予定であったが、崔南善は「崔麟から草案が何らかの理由で漏れることもあるので、草案を活字に組み版組することを要請された」と述べ、前もって版組を作らせている。

普成社では二十七日午後五時頃から印刷に入ったが、李鐘

一は「崔南善が拵えた儘では印刷すべき紙に這入り切れぬ故天地を縮め横に長くなる様に私が植え直しました」と述べている。また、工場監督金弘奎は「夫れは崔南善の処より版組を持来り紙版を作り鉛を之に流し込み」と証言している。このことから『宣言書』の印刷は、崔南善の版組を準備していた用紙に合うように組み替え、鉛版を作り印刷したということがわかる。不自然に横に長い『宣言書』はこの組み替えが原因であると考えられる。その後、二七日夜中には約二万一千枚の印刷が終わっている。

ところで、この『宣言書』についての、官憲側記録を読んできくと、ある事実が気付く。それは、関係者の中でもこの『宣言書』を読めない人がいたということである。署名者の一人、羅仁協は「警察訊問調書」で「自分は漢文が能く知りません為め詳細の事は判りません」と証言している。また、同様の証言は他に何人も出てくる。このことから、この『宣言書』の意義については、再考の必要があるものと考える。これに関して、朴慶植は『朝鮮三・一独立運動』（以下『朝鮮独立運動』と略す）の中で、「声討法」という、『宣言書』を暗記し、それを唱えながらの示威行動を評価している。また同時に、

全民族的に独立運動に民衆を動員したこの独立宣言書の意義は大きい。民族独立の大原則が示されただけで具体的な行動綱領的なのがないことは、確かに不充分さを示すものではあるが、それは宣言書の価値を低

めるものではなく、時代的・政治的制約からくるものであると見なければならぬ。

と、一定の制約はあるとしつつも、高い評価を与えている。しかし、筆者はさらに『宣言書』の評価として、次の点を付け加えたい。

即ちこの『宣言書』の持つ意義は、当時、多くの人が読めなかったという、そのことにもあると考える。内容はよく理解できないが、人々が「独立万歳」を唱え、太極旗を振り、『宣言書』を配っているという、そのこと自体にも大きな意義があったと考えられる。このことに関しては、韓秉益の「朝鮮独立万歳を高唱すれば独立が出来る」と思っ

二 『宣言書』配送と三・一運動の展開

(一) 『宣言書』配送と官憲の対応

平壤では三月一日の集会時に、同時に『宣言書』が配布されているが、約二万一千枚の『宣言書』は、あらかじめ決められた担当者によって全土に配送されている。ただ、そもそも、この『宣言書』二万一千枚を、深夜印刷所から

持ち出すことから相当の危険が伴ったものと思われる。しかし「秘史」には、「ちようど運び出すときに、京城市内が停電になり、二方所の警察署（安國洞・齋洞―引用者注）の前も無事通過できた」（引用者訳）と記されている。

『宣言書』は、平壤には担当者名は不明だが、約七百枚が送られている。又、各地への配送について、姜助遠は「地方法院予審訊問調書」で「宣言書は六、七十枚位あり新聞紙に包み縄で縛ってあり封を施してはありませんでした」と、また李桂昌は「警察訊問調書」で「百枚位と思いましたが其れは金昌俊から朝鮮の白紙に包んでわたしてくれたものであります」と、証言している。この、『宣言書』を新聞紙等でただ無造作に包んだということは、官憲の目をすり抜けることの効果を期待したものと考えられる。各担当者の証言等による配送地域と枚数及び日付を図版1に示した。

それでも『宣言書』を持参している者の逮捕や数百枚単位での押収があり、その総数は記録された枚数だけでも四万枚を超えている。京城では約一万枚のうち、押収はわずかに百枚程度であるが、地方に配送された約一万一千枚の内三分の一以上が押収されている。このことは、官憲側がこの『宣言書』を重視し、いかに徹底して押収に努めたかを示している。その際、謄写版等を押収している記録もある。

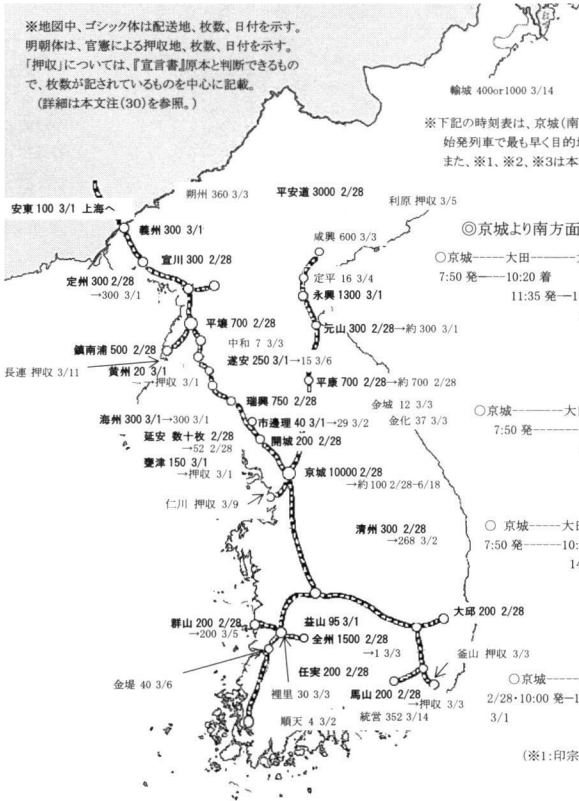
官憲による最初の『宣言書』発見は、既に二八日夜のことである。この後、早々に署名者三十三名に対する内偵が

進められ、その結果一日午前中には全員の所在不明が判明し、官憲側としても事がさし迫っていることを認識していた。この後の記録にある『宣言書』押収の場所、枚数と日付を、同じく図版1に示したが、これを見ると、極めて短期間のうちに全国に配送され、またそれが押収されていたことが見てとれる。

(2) 『宣言書』の配送方法とその意義

『宣言書』の配送については、細心の注意が払われ、李鐘一の証言に「私が誰れに渡そうかと申した所吳世昌は青い紙を持って来た人に渡して呉れと云いました」とある。さらに、各地への配送については、その地域担当者、配送担当者、現地での受け取り責任者、及び受け取り日時、場所等にいたるまで事前に決められ、連絡もされていたことが証言されている。それらをまとめたのが表1である。さらに、表1及び図版1をみると、ほとんどの地域に二月二八日から三月一日昼までに、『宣言書』が届けられている。そこで、京城から各地域への配送について、当時の鉄道路線と時刻表で確認していきたい。

一九一九年当時の鉄道路線は朝鮮総督府発行の『朝鮮鉄道状況・第九回』による。また、時刻表については、一九一九年版は入手できず、かわって一九一五年版（大正四年版）及び一九二二年版（大正十年版）を使用した。これで見ると、二八日の京城（南大門駅）始発に乗れば、南北ど



図版 1 『宣言書』配布と押収及び列車時刻表

表1 『宣言書』の配送担当者等一覧表

京城での責任者	配送担当者	配送地域	現地担当者	日付・枚数※8	押収枚数※5	典拠
李鐘一（普成社社長） 李甲成（セブランス病院事務員） 韓龍雲（僧侶）		京城	学生等多数	2/28 3/1 10000	約 100 押収	※1-109 p ※1-132 p ※1-173 p
李甲成	李容相（祥） （セブランス医学生）	大邱 馬山	李萬集（牧師） 任學瓊（教師）	2/28 200 2/28 200	枚数不明押収	※1-95 p ※2-24 p
李甲成	金柄洙（セブランス医学生）	群山	朴連世※6	2/28 200	200 押収	※1-339 p ※2-93 p
李鐘一	印宗益（普成社幹事）	全州 任実 清州	金振玉（天道教職員） 韓永泰※6 金振玉（天道教区長）	2/28 1500 3/1 200 3/1 300	1 枚押収 268 押収	※2-23 p ※4-74 p
李鐘一	安商慍（京城土地家屋仲介業）	平康 永興	李泰潤（天道教区長） 天道教関係者	2/28 700 3/1 1300	約 700 枚押収	※2-92 p
呉華英（耶蘇教牧師）	不明（京城の大工）	開城	姜助遠（牧師）	3/1 200		※2-24 ※2-95 p
李宗一（天道教中央部長）	李景豊（耶蘇教徒・農業）	瑞興 遂安	朴東周（天道教徒） 洪錫植※6	3/1 750 3/1 250	15 押収	※2-23 p ※2-92 p
朴熙道（基督教青年会幹事）	金明信※6	海州 豊津	黄鶴巢（耶蘇教徒） 李京鎬（牧師）	2/28 350 3/1 150	300 押収 枚数不明押収	※3-245 p ※3-105 p
金昌俊（耶蘇教伝道師）	李桂昌（京城靴商店員）	宣川 定州	白時讚（耶蘇教徒） 金志雄（教員）	2/28 300 2/28 300	300 押収	※1-96 p ※1-348 p
呉華英	郭明理（元山耶蘇教伝道師）	元山	李可順（薬種商）	2/28 300	約 300 押収	※1-373 p ※2-24 p
咸台永（中央学校校長）	配送者なし	平壤	氏名不詳の者平壤より上京して受領	2/28 700	※7	※3-152 p
洪基瓊（三崇女学校校長）	金洪烈※6	鎮南 浦	盧允吉（穀物仲介業） 平壤で尹恩三より受領	3/1 500		※4-139 p

※1 市川 前掲書1「警察・検察訊問調書」

※2 市川 前掲書2「署名者事件管轄決定書」・「京城高等法院予審訊問調書」

※3 市川 前掲書3「地方法院予審訊問調書」

※4 市川 前掲書4「警察訊問調書」

※5 みずず書房 前掲書25「三・一運動日時報告」、市川 前掲書3「朝鮮憲兵隊長報告書」、市川 前掲書4「検事尋問調書」、アジア歴史資料センター「朝鮮騒擾事件経過概覽表」(朝鮮憲兵隊司令部)による。本文注(30)で述べたように、ここには『宣言書』とのみ報告され、又配布状況と一致し原本押収と判断できるものを記した。

※6 氏名の後に所属がないものは、証言その他によっても不明のもの。ただ、天道教・耶蘇教関係者であるとは思われる。

※7 平壤からの押収報告がないのは、本文に記したように、集会時、それは同時に『宣言書』配布時、官憲が現場にいなかったためと思われる。

※8 警察・検察・裁判所における証言及び裁判記録で、配布枚数等の内容が異なる場合がある。それらについては、証言日付が早いもの、又、それぞれの証言に共通するものを中心に記した。

ちらの地域にも二八日あるいは一日昼までには、行き着くことがわかる。また、証言には、具体的な列車時刻を示したものもある。全州に配送した普成社幹事印宗益は「京城地方法院予審訊問調書」で次のように証言している。

二月二八日午前十時頃南大門駅で汽車で京城を発し大田で下車して同地で一泊し翌三月一日朝大田駅を出発し裡里駅にて軽便鉄道に乗り換え同日正午全州へ来たりました。

これに該当する列車時刻は次の通りである。

・二月二八日 南大門駅10:00発→大田13:24着
・三月一日 大田6:10発→裡里9:31着

裡里10:33発→全州12:09着

また、宣川へ運んだ耶蘇教徒の李桂昌は、「京城地方法院予審訊問調書」で、

二月二八日午前九時五十分南大門を発すべき汽車が延着し十時半に発車しましたが、私はそれに乗り込み宣川へ行き(中略)新聞紙包を渡しました。

と証言している。これを、時刻表で確認すると次の列車と一致する。

・二月二八日 南大門駅

9:50発(奉天行き)→宣川18:50着

実際には、証言のように四十分遅れであったとしても、二八日中に到着できる。

さらに、路線から離れた場所へは、相当な距離を徒歩で

行ったと思われる証言もある。天道教徒の李景燮は「京城地方法院予審訊問調書」で次のように証言している。

京城を立ち三月一日午前三時に新幕駅に下車し同日午前七時頃瑞興に着し朴棟周方へ行き同人に会い李鐘一の咄を伝え宣言書七五〇枚を渡し正午頃瑞興を出発し午後七時半頃遂安に着き路上で洪淳杰に出会い(中略)自分は足を痛めた故半分は谷山に送って呉と頼み(中略)遂安を三月二日朝に出発しましたが足が痛かった

為途中へ泊まったのです。(傍点引用者)

これも時刻表と合わせると次のようになる。

・二月二八日 南大門23:00発→新幕三月一日2:45着
(一九一五年版では、これに近い21:40発があるが、

新幕着は1:32。)

・一日 新幕6:30発→瑞興6:45着

瑞興12:00発(約五十km)→遂安19:30着
この、瑞興から遂安まで約五十km、七時間半を、すべてではないにしても、「足を痛めた」という証言から、かなりの距離を徒歩で移動したものと考えられる。

彼等配送担当者には、それぞれ旅費が支給されているが、これは資金面においても事前に綿密な計画が立てられていたことを示すものである。

これらのことは、三・一運動において、この『宣言書』がいかに重要なものであったかを示しているものといえる。それは、義州での集会で、宣川からの『宣言書』配送が遅

れたため、その到着を待って集会が開かれている事からもいえることである。それに対し、官憲側も『宣言書』の到着による運動の拡大を警戒し、『三・一運動日次報告』のなかで、この義州での動きを「耶穌教会堂ニ独立宣言書到着シ、一日午後三時約三百名ノ教徒集合セシヲ以テ解散セシメ厳ニ警戒中」と報告している。さらに、京城からの報告に、「群衆中ニハ宣言書ヲ見テ初メテ騒擾ニ加ワリシモノアリ」と、また平安北道、江原道からの報告にも「宣言書ノ配布ヲ受ケ騒擾ヲ惹起セバ」と、各地からの報告に、三・一運動の拡大、即ち官憲のいう「騒擾」は、『宣言書』との関わりが大きいとの認識を示している。このような認識に立つ官憲側が、『宣言書』及び謄写版等の押収に力を入れていったことは当然といえる。

『宣言書』は、また日本の各機関、個人にも発送されているが、その担当者、林圭の証言が「京城地方法院予審訊問調書」にある。それによると、林圭は、崔南善より宣言書草稿と交通費二百円を受け取り、二月二十七日午後八時四十分南大門を発し、三月一日午後八時に東京に着いている。その後、娘が世話になっていた新宿の和菓子店中村屋の主人相馬愛蔵宅の離れにしばらく滞在している。その間、翻訳した『宣言書』、その他の要請書を謄写版印刷し、内閣総理大臣原敬、衆議院貴族院、尾崎行雄、犬養毅等代議士九十名、吉野作造、安倍磯雄等著名人二十名、各新聞社、出版社、大学等へ郵送したことを証言している。しかし、

結局林圭はこの件に関しては無罪になっている。このことは逆に、官憲側が、『宣言書』と示威行動とを結びつけ、そこから発生する「騒擾」に対して、それを最も警戒したということを示している出来事といえる。

三 平壤における三・一運動の展開

(1) 運動の展開と『宣言書』入手

三月一日、平壤においては、天道教系が薛巖里の天道教施設で、耶穌教系が館後里の崇徳学校校庭と水玉里の南山峴教会内の二ヶ所で集会を行っている。三ヶ所の集会参加者及び当時の平壤の人口を表2に示した。ここで、芳兵の『宣言書』入手について考えるとき、これらの集会場所及びその参加者の動きと、芳兵の店の位置関係が問題となってくる。

平壤商工会議所編『平壤商工人名録』一九一九年度版には、「経営者・佐藤芳兵、営業種目・陶器及び雑貨、営業所・館後里」とある(図版2)。館後里には崇徳学校があり、この集会参加者との接触が考えられる。また、『他国ふるさと』には三月一日の朝の様子を、

全く不意に、その三月一日、土曜日朝早く、異様な遠い地の底から、だんだん近くにひびいてくる地鳴りのようななどよめきが朝鮮人街の奥の方からきこえ、そして裏の鐘路普通学校の北側の細い坂道を、かけるように、つきからつきに白い人たちがおりて来た。(中

略)、俊夫(5)の家の前をかけあしで通りぬけ、そして右折して俊夫の家のまうしろの学校の校庭に集結した。

その校庭で、正午少しすぎだったようだ、朝鮮独立宣言が朗読され、二時頃まで、市民集会が開かれたのである。そして、そこからからは整然と四列縦隊を組んで、また日本人官廳街の方向へ前進したふうに見える(6)。

と記している。

同じく、芳兵の家の位置を知手がかりとして、「俊夫の家のすぐ裏手に、構内の端になるが、そこに小さな古い別館があり」(傍点引用者)と、また「店は平壤を南北に貫く大通りに面し、そこには後、電車が通るようになった」(傍点引用者)との記述がある。これらのことから、芳兵の家の場所を推定し地図上に印したのが、図版3平壤市街図の黒〇の部分である。また、家の前を通った集会参加者及び北側からの人々の動きを黒太線で示した。

では、芳兵はその時点で「宣言書」を入手することができたのか。その可能性について、先ず崇徳学校集会参加者の動きを見てみると、「校庭での集会と並行して宣言書を配布していた」との証言があり、午前中には「宣言書」の配布がすでに行われていた。また、官憲からは、一日に「集会」が開かれ、二日は「静粛」、三日は「不穩ノ挙動アリ」との報告がある。そこで、多くの人が芳兵の店の前を通り、「宣言書」を配布し、それを入手できたのは、三月

一日の可能性が一番高いと考えられる。

(2) 『宣言書』入手の社会的背景

芳兵は一九〇六年(明治三十九年)に平壤に渡り、旧市街(朝鮮人街)の里門里で店を開いているが、その後、前述した同じ旧市街の「館後里」に店を移している。また、「他国のふるさと」には芳兵の次のような姿が記されている。

だからことばは不自由でも、初めから朝鮮人街の中で生活し、かれらの中に飛び込み、とけこんで自らが朝鮮語でかれらと話し、かれらに同化して、かれらのことばで語らいながら自分の心になつた商売をしようと決心していた。

この芳兵の生き方は、店が集会場の近くにあったということ以上に、『宣言書』入手にとって重要な意味を持つものと考えられる。

さらに、『宣言書』入手にとって都合のよい事が、当日の官憲の動きにあった。

この日の平壤管内の官憲の動きについては、『騒擾事件状況』の5「鎮撫ノ為メ採リタル処置特ニ良手段ト認メタル事項及未然防止ノ為メ有効ナリシ手段」の中で、次のような報告があがっている。

2平壤ニ於テハ(中略)主謀者以外ノモノヲ逮捕スルハ彼等ノ術中ニ陥ルト同時ニ騒擾ヲ大ナラシムルノ憂



(朝鮮総督府作製「一万分一朝鮮地形図集成」,「平壤」1915年製本版,1986年復刻)

・「崇徳学校」への道は朝鮮総督府「平壤地図」1916, 協坂文鮮堂「最新平壤府市街案内内地図」1923, 平壤奥田洋行「平壤府案内」1924, 帝国在郷軍人会平壤分会発行「平壤府案内図」1926, 平壤府土木課「平壤府全図」1934等を参照した。

図版3 平壤市街地図と独立運動集会場及び佐藤家との関係図

アリ依テ(中略)市内ニ少数ノ警察官ヲ散在セシムルハ却テ危険ナル(中略)彼等ヲ一ヶ所ニ集中セシムルハ其鎮圧ニ便ナルヲ以テ特ニ府内各所ニ散在シタル警察官ヲ可及的ニ引揚ケタリ(後略)

これによると、平壤市内の警察官は、最初本署に引き上げていたことになる。これは、他の地域にはみられないもので、逆に変装した警察官を群衆に紛れ込ませ、主謀者にチヨークや朱墨等で符号を付し後に検挙するという、積極的な鎮定行動が報告されている。それに対して、平壤では、『血史』に「崇徳学校では私服刑事が情報収集していた」とはあるが、積極的な規制はまだ入っていなかったことになる。

また、当日の三団体の集会後の行動も関係している。薛巖里での天道教会参加者と、崇徳学校の参加者はそのあと港町の警察署前で合流して抗議集会を開き、その後は府庁、道庁方面に向かって示威行進は分かれて行った。ここで、図版2で崇徳学校の位置を確認すると、集会のあと警察署に向かうには鐘路普通学校の裏手を通り、わざわざ遠回りをして芳兵の家の前を通る必要性は少ない。これらのことから、芳兵は運動の早い段階で自宅周辺で『宣言書』を受け取り、確認後すぐに筐にしまったものと考えられる。

(3) 『宣言書』保管とその意義

三・一運動当初、芳兵の店の周辺の日本人は地区の中心

的立場にあった廣田商店に一時避難している。しかし、廣田商店がそもそも旧市街の里門里にあったことから、さし迫った危険を感じてはいなかったともいえる。結局数日後には帰宅し、その後店には何事も起こっていない。しかし、そのような状況の中でも、官憲側は、消防団、即ち自警団を利用し、過剰な治安維持に当たった。

平壤の米国キリスト教会宣教師の報告には、群集は多数の消防団員に攻撃された。かれらは(中略)嵩口で武装していた(中略)群集の多くがひどい怪我を負わせられ、五人は銃弾の傷で病院で死亡した。これに対して当局は銃弾傷が原因であることを報告してはならないと命令した。

とあり、また、ジャパン・アドバタイザー記者の報告には、平壤にある伝道病院では、医者達は、患者は射撃の傷によって死んだのではなく、自然死したのだと報告するように言われていた。(中略)前述の通り、棍棒や嵩口で武装した消防夫達は、多くの場所で自由に彼等の思うままに群集を打ちたたき、追い散らし、虐待した(後略)

とある。さらに、『宣言書』を隠し持った者の検挙も多数あるという状況下でも、芳兵が『宣言書』を入手し、その後保管し続けたことには、積極的な意図があったものと考えられる。その根拠となるのが、前述した『宣言書』の折り線の数である。

前述したように、手元にある『宣言書』は、六つ折りの折り目がはつきりと残り、しかも損傷が大きい。このことは、筐には六つ折り状態で保管されていたことを示している。これは「他国のふるさと」で「筐底から変色し、ぼろぼろになった一枚の紙ぎれが出てきた。折目がひどく痛んでいた」と記されていることからいえることである。このことは、一度は四つ折りであった『宣言書』を六つ折りに折り直して筐に入れたということになる。なぜ、芳兵が『宣言書』を残したのか、その真意はわからないが、筐に六つ折りにして納めたということから、そこには、明らかに『宣言書』を保管する意思があったということが考えられる。

結論

(一) 『宣言書』の持つ意義

『宣言書』の誤植は、運動の本質に何ら影響を与えるものではない。しかし、誤植が起きた原因やその背景を明らかにすることは、運動自体の性格、また当時の状況を知る、一つの重要な手掛かりになるものと考えている。

そこで、前述した印刷過程の中で誤植が起こる可能性を考えると、それは二度あることがわかる。一つは崔南善が作らせた版組で、次はそれを元に李鐘一が組み直した版組である。李鐘一及び職工の証言に、「組み直しは崔南善の

版組をそのまま使って行った」(傍点引用者)とある。この事実と、版組み直しの技法から、一番誤植の可能性が高いのは、最初の崔南善の版組であったと考えられる。さらに、校正も不十分で誤植が見過ごされた背景には、前述した用紙幅の違いによる版組の組み直し以外に、その時、問題となった事がもう一つあった。それは三十三名の署名者の問題である。名前の間違いや順番等で何度も訂正が行われ、そのたびに活字の入れ替えをしたとの証言がある。そのため、印刷作業はこちらに重きが置かれ、誤植に気づかなかった可能性は高い。このように名前の校正に時間をかけたということは、当時の官憲との厳しい関係を示すものでもある。

さらに全体が少し右下がりになっているのは、原版が傾いた状態で取り付けられ、そのまま印刷されたためであり、このことから当時、草稿作成も含めて決して余裕のある状況で作成されたわけではないということがいえる。結局この誤植に気づいたのは、「李炳憲回顧談」の中で、「二月二八日に呉世昌が発見した」と記されており、それは全国へ配送した後のことである。

しかし誤植のままであっても、三月一日という日に、また運動が展開されたその地に、同時にこの『宣言書』があるということが、最も重要な意味を持ったといえる。

また、その後各地で作られた多くの宣言書も含めて、三一運動は、これら宣言書が同時に存在したことによって、

その運動が全国に拡大し得たものとも考えられる。このことから、この『宣言書』の持つ意義は、もっと評価され検証されてしかるべきものである。

これまでの検証によって、三・一運動における、『宣言書』のもつ重要性をより深く知ることができたと考えている。また同時に官憲による『宣言書』の押収、及び運動への弾圧は、朝鮮総督府そして日本政府が、三・一運動と『宣言書』が持つ意味、そして、日本にとつての怖さをよく認識していたということを示しているともいえる。だからこそ、日を追うごとにその弾圧は激しさを増し、一方的な虐殺行為も行われていったのである。しかし、このことは、諸外国に対しては、原首相から長谷川朝鮮総督宛に出された「至急親展官報」で、「今回ノ騷擾事件ハ内外ニ対シテ表面上ハ極メテ輕微ナル問題ト看做スヲ必要トス」との姿勢が基本となり、その後、いわゆる「文化政治」が展開されていくことになる。

(2) 今後の課題

三・一運動後の「文化政治」への植民地政策の転換は、表面的には一見緩やかになつたようにみせかけながら、その本質はこれまでにもまして強固なものとなつた。それが、朝鮮人の歴史、文化、精神を踏みにじる政策、即ち一九四〇年の「創氏改名」、そして日本帝国臣民としての一九四四年の「徴兵制」となつて現れていくのである。しかし、

現在の日韓、日朝関係をみるとき、この朝鮮植民地支配の日本国内に於ける検証は、まだ十分に行われてきたとはいえない。

本稿では、三・一運動の展開の中で、個人がとつたささやかな行為によつて残された一枚の『宣言書』をきっかけに、ほんの一部ではあるがその運動の内容を明らかにすることができた。しかし、まだ、この『宣言書』からは、直接、署名者達の評価につながるものではないにしても、その視点から見た、新たな検証や問題提起も進めることができるのではないかと考えている。

このことを頭に置きながら、今後、さらに三・一運動、そして日韓、日朝関係の研究を進めていきたいと考えている。

注

- (1) 市川正明『三・一独立運動』1原書房、一九八三年、八五頁「申洪植警察訊問調査」
- (2) 朴殷植『朝鮮独立運動の血史』1平凡社、一九二〇年中
国文出版、一九七二年翻訳出版、一四八頁
- (3) 市川前掲書1、六九―七〇頁「朴準承警察訊問調査」
- (4) 学習院大学東洋文化研究所『東洋文化研究』第5号、
二〇〇三年、二四四頁

(5) 李炳憲『三一運動秘史』(韓国文)時事時報出版局、一九五九年

(6) 朝鮮憲兵隊司令部編『朝鮮騷擾事件状況』敵南堂書店、一九一九年、一九六八年復刻

(7) 朝鮮憲兵隊司令部編『朝鮮三・一獨立騷擾事件概況・思想及運動』敵南堂書店、一九一九年、一九六八年復刻

(8) 市川前掲書1、四六一―四七頁「樞東鎮警察訊問調書」

(9) 同上1、一六八頁「吉善宙檢事訊問調書」

(10) このことについては、朴慶植『朝鮮三・一獨立運動』(平凡社、一九七六年)で、署名者達の事前協議の存在を記している。(七七頁―七八頁)

また、市川前掲書1、一四九頁「李昇薰檢事訊問調書」で、署名者の一人李昇薰は、

「李商在は獨立宣言に公然と代表を四百名位にする等の説でありましたが(中略)そうすれば第一回の運動にて枢要の人物のみ捕えられ後事を継続して運動するものが無くなる」(傍点引用者)と、官憲による逮捕後の指導者について話し合ったことを証言している。

(11) 「裏切り者」としての観点からは、『日本資本主義発達史講座』鈴木小兵衛の「最近の植民地政策・民族運動」(岩波書店一九三三年)、『岩波講座日本歴史』19巻山辺健太郎の「日本帝國主義と植民地」(一九六三年)、『岩波講座世界歴史』25巻姜徳相の「日本の朝鮮支配と三・一獨立運動」(一九七〇年)等がある。また、趙景達の『朝鮮民衆運動の展開』(岩波書店二〇〇二年)も基本的にこの立場に立っている。

一方、朴慶植『朝鮮三・一獨立運動』(平凡社一九七六年)では、日本帝國主義支配下という制約の中での『宣言書』と署名者達の行動を高く評価している。また、『朝鮮史研究会論文集』「シンポジウム2―三・一運動の歴史の意義」(一九八〇年)や、『専修大学社会科学研究所月報』日韓共同学術シンポジウム「日本の植民地支配と三・一獨立運動」(二〇〇二年)等のように、当時の膨大な裁判記録や、新発見の資料の再検証により、三・一運動の歴史的意義を見直していこうとする動きもある。

(12) 佐藤芳兵 一八七九年(明治十二)生、一九五四年(昭和二九)没 筆者の祖父。日本、朝鮮で様々な個人商店を経営する。

(13) 佐藤俊男 一九一三年(大正二)生、二〇〇〇年(平成十二)没 筆者の父。戦後、日本基督教団福岡社家町教会で五十年間牧師を務める。

(14) 佐藤俊男『他国のふるさと・朝鮮に渡った子どもたち』創言社、一九八四年

(15) 『독립기념관 전시품 도록』(獨立記念館展示品目録) 一九八八年、독립기념관 한국독립운동사연구소發行

(16) 前掲書『目録』のカバー及び、九一頁の二種類の『宣言書』との比較で、文字の配置、旧ハンゲル書体、また「鮮朝」の誤植のすべてが一致する。

(17) 崔南善「내가 쓴 獨立宣言書」『새벽』誌、一九五五年三月号より。

なお、このことは『印刷界』(韓国・印刷界社発行)一九八六年三月号中の吳壽烈の論文「獨立宣言書」印刷經

緯」(三五頁)によるものである。ただ、「小澤」なる人物の具体的な説明はない。

(18) 市川前掲書3、九三頁「崔南善地方法院予審訊問調書」

(19) 同上2、九一頁「李鐘一高等法院予審訊問調書」

(20) 同上3、一八二頁「金弘奎高等法院予審訊問調書」

(21) 同上1、五七頁「羅仁協警察訊問調書」

(22) 同上3、一七五頁「李景燮高等法院予審訊問調書」で、農民の李景燮は

「私は無学で文字もわかりません宣言書も見ても判りません」と証言している。

また、同上3、一八〇頁「韓秉益高等法院予審訊問調書」で職人の韓秉益は

「私は漸く名前を書く位で字は判りません故読めません」と証言している。

(23) 朴慶植前掲書、九四―九五頁、この「声討法」の評価は、逆に『宣言書』を読めない人が相当数いたことを示すものといえる。

(24) 同上、九四頁

(25) 市川前掲書3、一八〇頁「韓益乘高等法院予審訊問調書」

(26) 同上、一七五頁「李景燮高等法院予審訊問調書」

(27) 李炳憲前掲書、六四―六五頁(「日誌中」)「独立宣言書配布」原文

「때마침 전기고장으로 전등이 꺼져 전 시가가 암흑세계로 화하였다. 안국동·계동 두 파출소앞을 무사히 지나 목적지에 왔었다」

(28) 市川前掲書4、一三〇頁

(29) 同上、一六〇頁

(30) みずす書房『現代史資料』25、一九六六年、「三・一連動日次報告」3三―六一頁、三月一日鏡城郡からの報告及び、朝鮮憲兵隊司令部「朝鮮騷擾事件經過概覽表」(アジア歴史資料センター)三月一五日咸北道からの報告に「謄写版」押収の報告がある。

同時に、「宣言書」をもとにした、謄写版印刷による宣言書は各種存在するが、学習院大学友邦文庫には、次の三点が所蔵されている。

・「宣言書・朝鮮青年独立団」(訳文) 朝鮮青年独立団発行、一九一九年、謄写版印刷

・「大韓独立女子宣言書」(訳文) 金仁宗、金淑卿はか発行、一九一九年、謄写版印刷

(前掲『独立記念館展示品目録』一〇二頁に原本写真掲載)

・「大韓独立宣言書」(訳文) 呂準、李相電発行、一九一九年、謄写版印刷

また、官憲側報告には謄写版と謄写版印刷による宣言書の押収報告があるが、その枚数は千枚、二千枚単位での押収である。(みずす書房前掲書25三二六、二九五頁等)

それに対し、単に『宣言書』発見・押収との報告では、数枚から数百枚の報告が多く、それらは、実際の『宣言書』の配布地域、日時、枚数とほぼ対応しており、また配布枚数を超えてはいないことから、原本の『宣言書』と判断できるものと考えられる。そこで、図版1、表1(後出)に示した押収枚数については、官憲報告に『宣言書』とのみ記載

され、実際の配布に対応しているものに限った。すなわちそれらは、『宣言書』原本と考えることができるものである。

(31) みず書房前掲書25、二八一―二八四頁「三・一運動日次報告」

(32) 学習院大学東洋文化研究所前掲書、二四四頁で千葉了は次のように言っている。

三月一日の未明、天道教主の孫秉熙等三十三名の署名した一枚の独立宣言書が(中略)警務部長に届けられた。(中略)相談の上に、これに署名している三十三名の家を偵察させたところが全部空っぽなんです。これはおかしいぞと、いよいよ本当かなと、こう言って心配しました。

(33) 市川前掲書2、二四七頁「李鐘一京城覆審法院独立宣言文署名者公判始末書」

(34) 朝鮮総督府発行『朝鮮鉄道状況第9回』、一九一九年、折り込み地図「朝鮮鉄道略図」

(35) 株式会社旅行案内社発行『公認汽車汽船旅行案内大正四年三月第二四六号』・『同大正十年八月第三三三号』、一九九八年復刻

(36) 市川前掲書4、七三頁

(37) 前掲時刻表「大正十年度版」、二〇二頁

(38) 市川前掲書4、二五七頁

(39) 前掲時刻表「大正十年度版」、一九九―二〇二頁

(40) 市川前掲書3、一〇八頁

(41) 前掲時刻表「大正十年度版」、一九九―二〇〇頁

(42) 資金面全般でみると、市川前掲書2、二八六頁「朴熙道京城覆審法院公判始末書」で、

「宣言書に署名して逮捕せられたる者の家族扶助料として李弼柱に七十円、朴東完に二百円、申錫九に百円、李甲成に八十円、呉華英に八十円、自分が百円、金昌俊が八十円」

との証言があり、『宣言書』署名者達が逮捕された後の家族の生活支援金も準備されていたことがわかる。

(43) 同上、三〇三頁「京城覆審法院公判始末書」

(44) みず書房前掲書25、二八七頁、朝鮮総督府警務局発「三・一運動日次報告」3

(45) 同上、三〇八頁

(46) 同上、三〇八頁

(47) 市川前掲書3、七一―七二頁

(48) 相馬愛蔵は、政治家、文化人とも親交があった人物。また、これより先、インド独立運動家ラス・ビハリ・ポースを自宅に匿い、後に娘婿としている。また、中村屋の経営方針に、「出身、国籍で待遇に差別をしてはならない」との項目があり朝鮮人、中国人や他の国の従業員も多かった。(相馬愛蔵『私の小売商店』高風館一九五二年、同人著『一商人として』岩波書店一九三八年より。)

そのような相馬にとつて、林圭を自宅離れに滞在させることには、特に問題はなかったものと思われる。

(49) 市川前掲書3、七二頁

(50) 市川前掲書2、三二七、三三五頁「京城覆審法院判決文」

(51) 李炳憲前掲書、九七三頁

「天道教徒は数千人が天道教区に集合して、儀式を終えて宣言書を配付して万歳を叫んで耶蘇教と一般市民と結集して、数万人が市内を回り万歳を叫んだが警察で解散を命じられた。」(引用者訳)とある。

(原文)「천도교인은 수천명이 천도교구에 집합하여 에식을 끝마치고 선언서를 배부하면서 만세를 부르다가 전기가 소교와 일반시민과 합세하여 수만명이 시내를 돌면서 만세를 불렀는데 경찰에서 해산을 권유하였다。」

(52) 朴慶植前掲書、一四三頁

(53) 朝鮮憲兵隊司令部編『概況・思想及運動』、六六頁、及びみず書房前掲書25、一一〇頁「獨立運動ノ爲朝鮮人不服ノ行動ニ関スル狀況」(ここでは、耶蘇教徒の参加者数のみで、天道教徒の参加者数は記載がない。)

(54) 平壤商工会議所編『平壤商工人名録』、一九一九年版、三二頁

(55) 俊男(芳兵二男)のことであるが、意識的に字を変えている。

(56) 佐藤前掲書、六五一―六六頁

この時俊男は六歳で、この記述には位置関係などに曖昧さもある。しかし、平壤で生まれ育った俊男は、この当時の記憶を次のようにも記している。

俊夫はそれ以前から、自分が今毎日生活しているこの土地が異郷・異国だということを肌で意識していた。(中略)家を一步出ればたちまち身に感じた異様な圧迫感、不安感、自分でもよくわからなかったけれども、そういう重苦しい、喜ばしくない感情、つまりは彼我の間にお

だかまるうちとけがたい反目が、幼い子どもの心に常に覆いかぶさってきた。(三三―三四頁)

このような思いを普段から持っていた俊男は、一日朝の變化を敏感に感じとっていたのではないだろうか。そのため、六歳ではあっても、この朝の様子が鮮明に記憶に残ったものと考えられる。

(57) 同上、三七頁

(58) 同上、三八―三九頁

(59) 市川前掲書4、一三四頁「尹愿三地方院予審訊問調書」

「金善斗が式辞を述べて居る頃なり群衆に宣言書を一枚宛配って歩いて居たので」

との証言があるが、この「式辞」とは「光武帝奉悼式」(朴慶植『朝鮮獨立運動』(一四三頁))のことであり、これは正式な宣言書発表前のことである。

(60) みず書房前掲書25、一一一頁「三・一運動日次報告朝鮮軍司令官一九一九年三月〜八月」

(61) 佐藤前掲書より

(62) 佐藤前掲書、六九頁

(63) 朝鮮憲兵隊司令部編『騷擾事件狀況』、二三五―三三六頁

(64) 市川前掲書3、三三四頁の忠清北道、三二七頁の全羅北道からの報告。

(65) 朴慶植前掲書1、一八六頁

(66) 同上、一四三―一四四頁

(67) 佐藤前掲書、六七―六八頁

(68) みず書房前掲書26、三五二頁、宣教師は氏名不詳。報

告は三月二一日。

(69) ジャパン・アドバタイザーは日本国内で発行していた英字新聞。記者は氏名不詳。

(70) みず書房前掲書26、四月二四日報告、三九八頁

(71) 朝鮮憲兵隊司令部編『騷擾事件状況』、二四六頁、江原道からの報告に、

「独立宣言書を密かに所持し或いは靴下に履き（中略）多数検挙するを得（後略）」

(72) 佐藤前掲書、二七三頁

(73) 朝鮮語を理解した芳兵は、『宣言書』を手にし読んだ瞬間、何が起こりつつあるのかを理解できたであろう。そこでその行為が後世どのような意味を持つのかまでは考えなかったとしても、意図的に保管したものと考えられる。しかし、今となつては、その意図を推し測る術はない。

ただ、少なくとも、平壤における一日日本人の意思により『宣言書』が入手・保管され、そして日本に持ち帰られたという事実が、九十一年後の今、それを元に研究を進めることにつながっている、ということはある。

(74) 市川前掲書3、九二頁「李鐘一高等法院予審問調書」、一八一頁「金弘奎高等法院予審問調書」

(75) 同上2、九五頁「李鐘一高等法院予審問調書」、同上3、一八二―一八三頁、「金弘奎高等法院予審問調書」でこのことを証言している。

(76) 前掲『呉壽烈論文』（『印刷界』一九八六年三月号）、四一頁

(77) 朴慶植前掲書 九五頁に、各種宣言書について、記載されている。

(78) みず書房前掲書25、一〇五頁、三月一四日付け官報

The Repercussions of the March First Declaration of Independence and Its Significance: A Case from Pyongyang

SATO Masao

Key words: March First Movement, Declaration of Independence, Pyongyang, Typographical Error, Cultural Policy

This year marks the centennial of the annexation of Korea by Japan and the 91st anniversary of the incipience of the March First Movement. Nonetheless, there is a relative paucity of research in Japan into Japanese-Korean relations during this era.

More specifically, so far there has been little comprehensive research into the Korean Declaration of Independence using primary sources in the context of the March First Movement.

The present paper focuses on the Declaration itself against the backdrop of the March First Movement, and explores how it came to be drafted and spread throughout the country. The significance of the Declaration is explored by examining how one Japanese person obtained and stored it in Pyongyang.

It is the author's opinion that this examination of the Declaration of Independence as a historical document provides a new perspective on the March First Movement. Needless to say, this study in itself does not make a case for a major change in views of the March First Movement or of the Declaration's signatories as "traitors", but it does pose questions worthy of further examination.